

畳の受付と処理方法

■住宅の解体、改築又はリフォーム等に伴い発生する畳

1. 住宅の解体、改築又はリフォーム等を業者（工務店、大工などの建設建築業・解体業）により施工し、その際に発生した畳は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により特定の事業活動に伴い発生する産業廃棄物の繊維くずに該当します。これら産業廃棄物は業者に処分する義務があることから伊達地方衛生処理組合では受付処理することはできません。
2. 業者により住宅の解体、改築又はリフォーム等された畳を施工依頼者（施主）がご自身で伊達地方衛生処理組合へ搬入される場合であっても受付処理することはできません。工事を施工した業者へご相談してください。

■畳店による畳及び畳表の取り替えに伴い発生する畳

1. 畳店は、廃棄物処理法による産業廃棄物の繊維くずに該当する特定の事業活動に伴う業種に含まれないと判断されるため、取り替えにより発生する畳・畳表は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物として一般廃棄物（事業系一般廃棄物）に該当するため、伊達地方衛生処理組合にて受付処理をします。

畳の持込み区分表

	一般家庭	畳店	建設業・解体業
畳の持込み	○	○	×

○ 排出者が自分で伊達地方衛生処理組合に持ち込む場合（無料）

※物置等に保管してあった古い畳などを想定しています。

○ 一般家庭の畳替えに伴い発生する旧畳の処分を畳店が依頼された場合（10kg ごとに 130 円のごみ処理料金がかかります。）

× 業者による住宅の解体、改築又はリフォーム等により発生した畳は、産業廃棄物に該当するため受付処理はできません。

※ 産業廃棄物である畳を工務店、大工などの建設建築業・解体業者から畳店に一般廃棄物として処理依頼することはできません。また、畳店も処理依頼があっても受けることはできません。